小田原市報

第3号

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
小田原市幸1の129

正、副議長を再選
六月定例市議会

小田原市水道使用条例の一部を改正する条例等を審議する六月定例市議会は六月六日午後八時五十八分開会、野島議長、会期を一日と定め、次の案件を逐次上程し終始慎重に審議を重ね夫々原案の通り可決確定または原案に同意した

なお、副議長大南善次郎氏は去る五月十五日辞職されたので日程を追加して副議長の選挙を行い投票により前副議長の大南善次郎氏が再選された

また、同日議長野島功滿氏も辞職願を提出されたので議会はこれを許可し史に日程を追加して議長の選挙を行い投票により野島功滿氏が当選し午後十時一分閉会した

六月定例会提出議案

一、小田原市水道使用条例の一部を改正する条例

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加予算の専決処分の承認について

一、小田原市議会副議長の選挙について

一、小田原市議会議長選挙について

常任委員会の動き

○総務委員会

五月二十九日午後二時十二分山橋委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査した

一、昭和二十四年度小田原市歳入歳出追加予算の専決処分の承認について

一、小田原市水道使用条例の一部を改正する条例

なお山橋総務委員長以下五委員は去る五月十六日より福岡、長崎、大分、別府の各市行政事務を視察し五月二十四日帰着した

○教育委員会

五月十九日午後二時十分田島委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した

一、小学校建設年次計画について

一、社会教育委員の委嘱について

一、教育研究所の運営について

○経済委員会

五月三十一日午後四時四十分秋山委員長以下八委員の出席の下に次の案件について審査した

一、小供文化博覧会開催について

一、テニスコートの増設について

○厚生委員会

五月十七日午前十時二十分曾我委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した

一、網一色住宅使用料について

一、昭和二十五年度庶民住宅建設計画について

一、公益質屋の運営について

六月八日午前十時五分曾我委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した

一、網一色住宅の入居者の選定について

○建設委員会

五月十九日午前十時石崎委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した

一、蓮正寺伏流水取水試験堀について

一、山王原久野線位置変更について

一、中島台場線未完成個所の用地買収について

一、千度小路船揚場に関する陳情について

なほ、会議終了後、山王神社裏(渋取川端上)—中島台場線(用地買収予定地)—町田小学校(竣工)—四中南側(溝埋戻)—大閣橋(取付)—入生田(側溝新設)—千度小路(船揚場)の各現地調査を行つた

五月二十六日午後一時五十三分石崎委員長以下七委員出席の下に次の案件について審査した

一、幸水の尾線道路について

一、専売公社南側道路について

一、出口橋修繕工事について

一、井細田十一号線工事について

一、市内道路舗装について

一、幸万年線側溝新設について

一、渋取川堰止工事の陳情について

なお会議終了後網一色住宅の竣工検査に立会つた

○経済、建設合同委員会

五月三十一日午後四時二十分秋山経済委員長以下六委員、石崎建設委員長以下六委員出席の下に次の案件について合同審査した

なお、当日は文部省より伊藤技官を特に招聘して小田原城址復元について意見をきき復元の参考とした

一、小田原城址復旧について(天主閣石垣積)

一、街路燈設置に関する許可申請について

ぜひ納税準備貯金を

国税において約八百億円の減税、地方税で約四百億円の増税といわれるかのシャウプ勧告に基く、国税、地方税一連の新税法は、去る第七国会において国税関係のみ成立、地方税法案は参議院で否決され、改正の途上にある地方税法案は一頓挫を来しました

こゝにおいて地方税は、来る臨時国会において成立施行となるまで徴収停止となつて、今や地方財政の空白時代を現出しています、この間の応急措置として、地方平衡交付金の概算払い及び予金部資金の短期融資がなされていますが、膨脹する地方財政の需要を充分に満すことは到底出来ません

右の次第で政府としても一刻も早く地方税法案の法律化を急がねばならない事情にあります

五月三十一日、自由党総裁談として発表した新財政政策の一つに附加価値税の一年延期ということがありますが、国税の減と関連して四百億円の増税を見込む地方税法案の大綱には変りないとみるべきです、そしてこの地方税法案が成立し実際施行せられるのは、早くとも九月以降とみられその際はせかれた水のように一度にドット、二十五年度の市民税、固定資産税その他の地方税が賦課されることになります

この地方税法案は、地方自治の確立及びその裏付けたる地方財政の充実を企図するものでありますから、地方税だけについて考えれば、従来より大巾に引上げられた税がかゝつてくることになり、一例を市民税にとれば平均して大体二倍半程度にはね上るわけで、今後地方税、ひいては地方自治に対し多大の関心をもたざるを得ません

このように地方税の増徴は必至であり、且つ、延滞利子も、改正法案でゆけば、納期の翌日(現行法は督促状を発してから)から加算されるので納期に確実に税金を納めるために、生活を引締め今からいわゆる納税準備貯金をしておくことが必要であり、是非これは市民各位に実行していただきたいのであります

納税のためにする貯金ならば、どんな種類の予貯金でも結構ですが、「納税準備予金」という特別有利(無税、普通貯金に比して高利、但し原則として納税以外の払出しは認めない)な予金の種類がありますから、この納税準備予金をなさることをおすゝめします

市役所職員も、この程納税準備のために、給料支払の際、所得税の源泉徴収式に天引貯金しております、給料生活者の方はこの方法が最も良いと思われるので、御参考までに申述べ納税準備貯金をなさることをお勧めしてやみません

(税務課)

水道使用料集金制となる

従来、水道使用料は、市が納額告知書を発行し、それによつて使用者が小田原市金庫に持参して納めていただいた訳であるが、今回、水道使用者の利便を図る意味において水道使用条例の一部改正を行い、水道使用料を集金の方法によつて徴収することとなつた

改正によると、使用料は毎年四月、六月、八月、十二月、二月の六回に分ち、市役所発行の「現金取扱者」の証票を携帯した集金人が使用者のお宅に伺い、前二ヵ月分を徴収することになる

土地改良事業について

農地改革後わが国農業に残された重要課題は、零細化された農地によつて如何にして経営の合理化を図り農村恐慌に備えて行くかであります、このためには農業経営の基本となる土地や水利を最も効率的に導くことであります、すなわち、かん漑排水施設や農業用道路を整備し、農地の造成保全を図る土地改良事業の完全実施こそ、その基礎的条件となるわけです

土地改良事業を実施するには、従来の耕地整理組合や水利組合は廃止されましたので、その性格を土地改良法に基づく土地改良区に置きかえて設定するのであるが、色々の指導とかお世話は、市役所農産課を経由して県の耕地課、開拓課、農地課で行うことになつています、(今迄直接県に当つていたむきもありますが、自今そうゆうことのないよう願います)

土地改良事業の施行については、その経営主体はあくまでも農民にあるのでして農民の意思を尊重し、その事業の必要性や経済的効果がよく検討されて資源の綜合的な開発を図るものでなければなりません、従つて事業着手の優先順位は、国民経済の発展に果して適合するかどうか、土地改良法によつて定まつた一定の計画基準に合致する事業内容を果して備えているかどうかに依るものであります

本市では農地の血管にひとしい農道の新設復旧修理について、農民の要望に出来るだけお応えして行きたいと考え、三月末日迄にその希望をお聞きしましたが左の通りです

完成までには関係者が大きな努力を払わなければなりませんので是非御協力を御願いします

記

荻窪谷津線、中島千日町線、和留沢開拓線、水之尾比沙門沢線、北久保上一本松線、蓮正寺小松島線、風祭東山谷線、風祭西クルミ沢寺沢線、久野舟原弦巻線、久野舟原北舟原一号線、下府中鴨宮久野留場三京窪線、下府中中上鴨宮石原線、下府中中新田神脇線、小台宮脇線、早川谷田線、関白線、以上十六件

(農産課)

教育研究所の誕生

新教育が実施されてから早くも三年になりました民主国家建設の基は教育の拡充に俟つ所が大でありますが、本市に於ては終戦後の混乱の中にも学校建設三ヵ年計画を樹て財政難、資材難を克服し市民の熱意と物心両面の御協力により、学校建築の事業は着々進捗して居ります、然し校舎が立派に建てられ設備が整つても教育の内容が改善され

よい先生によい生徒と、家庭や社会が一体となつて新教育を推進しなければ折角の学校も値打ちをあらわすことができません、此の度、小田原市教育研究所が設けられ、本市教育の振興に重要な役割を果す事になりました、学校教職員は勿論PTA会員や一般市民の方々の深い御理解と御協力とをお願いいたしたくその概要を次に申上ます

場所　当分本町小学校内

目的及事業

教育調査及統計
教育内容の刷新振興
教職員の資質の向上
教育の相談

職員

所長一　主事若干名
研究員　若干名
書記二

この研究所はこれからどんな仕事をするでせうか

五月二十三日に新研究所の開所式が盛大に行われ其の後研究所は各学校と連絡を計つて研究の題目を具体的に定めました

本市に適したカリキュラム(教科課程)の調査を初め児童の心理の研究、智能テスト、教科書の研究、学用品の調査等その仕事は種々あります、特に教育相談については今後大いに考究する心算です、皆様の研究所として立派に育てて行き教育の進歩を図りたいと存じます

(教育課)

恐怖の狂犬病
關東一帯に傳播

すでに新聞、ラジオの報ずる通り関東地方において本年に入つてから現在までに三二〇頭の狂犬が発生し、六五三名が咬傷をうけ、うち二一名が狂犬病になつて貴い人命を失つている

狂犬病は何故こわいか?　その伝播が主として犬の咬傷によるもので狂犬病の名があるが、犬に限られた病気ではなく、人、牛、馬、鶏、猫等の温血動物に感染する絶対的致死の伝染病である、この病源は一種のバイラスで患畜の咬傷により唾液中の病毒が咬傷口から侵入し、末梢神経を経て中枢神経に入り、それを侵すことによつて発病する、日進月歩の科学の進展にもかゝわらずこの病気が一旦発病すると人も動物も百%死亡し治療方法は全然ないのである

犬の狂犬病についてみると、潜伏期は大体二〇日～四〇日、最盛期になると不安と亢奮が異常に高まつて奔逸を企て遠距離にまで走り廻り、目に見えるもの、体にふれるもの、どんな物でも見さかいなくかみつき自分の歯が折れてもかまわずかみつくという暴れ方をする

この最も危険な刺戟期が三、四日続き、続いて麻痺期に入り五～八日で死ぬ

人の場合は潜伏期は平均二～八週間である、病状は先ず前駆症状としてこう傷部に疼痛、蟻走感がありこれが求心性に中枢に向い一般に不安状態となる、次いで刺戟期に入ると咽頭にけいれんが起り、更に全身に間けつ的にけいれんの発作が起る、この発作は飲食を求めようとする時に最も強まり、水を飲もうとしても飲めず、水を見ただけでもこの発作が起る、ために「恐水病」とも言われる、病状の進行と共に苦悶は甚だしくなり筆舌につくし難い悲惨な状態のうち麻痺期に入り四～五日のうちに死亡する

この恐ろしい狂犬病はどうして防ぐか?

第一に、主なる伝播者である犬の予防注射と野犬、無届犬の一掃である

犬の予防注射は一回の注射で約半年有効であるから畜犬のすべてが年二回の注射をうけ注射の対象とし難い野犬無届犬を狩り尽せばこの目的は達せられる

第二、若し不幸にして犬(狂犬)にかまれたらその時はパスツールの発見した発病予防の注射を潜伏期間中にうけることである

これは一日も欠かさず十八日間も続けて注射をうけねばならず、その間の肉体的、精神的苦痛は極めて深刻である、注射の結果は絶対的ではないので万一発病したらこれは助からない

本市の畜犬数は六五〇頭野犬、無届犬を見込むと千頭近い犬がいると思われる、恐ろしい狂犬病を撲滅するためには市民各位特に畜犬家に対し、次のことを強くお願いする次第である

○犬を飼つたら市衛生課に必ず届出ること

○必ず犬は繋留すること

○年二回の予防注射は愛犬のため一般公衆のため必ずうけること

○定期以外の予防注射は市内の各獣医さんの処で実施してくれます

(衛生課)

商業調査實施

七月一日現在で

この調査は戦後における商業機関の活動状況を明らかにし商業政策上の基礎資料をうる目的で行はれる極めて重要な調査であつて、来る七月一日現在で国の指定統計として通商産業省が県下では八市について行うものである、この調査の範囲は一定の店舗をもつている商業者全般にわたるもので卸売業者、小売業者、代理商および仲立業、食堂喫茶店、カフエー、料理店などが調査の対象となる、従つてこの調査から除かれるものは露店、行商人、官衙工場会社学校等に専属する売店、金融業、保険業、証券業、銀行業、不動産業、出版業ホテル、旅館、待合、浴場、劇場、理髪店、美容院、修理専門店、写真屋運送業、玉突屋、麻雀屋等である

この調査は商業の実態をとらえて統計として利用するもので、個々の調査の事柄を税金徴収の資料供出の対象、暗物価の摘発、その他個人の利害に直接関係のある方面に利用することは法律によつて厳重に禁じられている、また調査員がこの調査で知りえた個々の事柄は一切他にもらさないことになつているから安心して事実を正直に書いてもらいたい

調査票は個人と法人の二種類に分れ、営業をしている場所毎に提出するもので調査記入事項は、商店名、商店所在地、店舗の専用併用別、経営者と世帯主との関係、家族数従業者数、兼業関係商店の位置、本支店の別、商業の経歴、売店面積、倉庫の有無、業名、業態、輸送関係通信施設、資金借入先、商品仕入先、商品販売先、商品手持額、商品別売上高(六月中)営業支出の二十項目に及んでいる

この調査に当る商業調査員は通商産業大臣から任命されるもので調査票の配布をとりまとめに訪問するから不明な点は遠慮なく質問するよう望んでいる

(秘書課統計調査係)

赤十字募金成績

本年度赤十字募金は本月初め目標突破の成績を収め得ました、市民各位の御理解ある御協力と各地区募金委員の方々の御尽力に対して厚く御礼申上げます

なお集計未完了ですが取敢えず六月十三日現在の実績額を左に御報告致します

目標額 四三一、八〇〇圓〇〇
募金額 四八〇、七四四圓〇〇
比率 一一一、三%

あなたの人権は守られているか!!

"私はあなたの味方です"

人権擁護委員決る

人権擁護委員として県下八市に先づ二十八名が法務総裁から委嘱されたが小田原市関係では次の三氏である

小田原市板橋九三九 内野寛三
小田原市幸一ノ一一五 佐藤謙吉
小田原市幸三ノ四五八 小西コハナ

なお、人権擁護委員は人権擁護委員法により全国の各市町村に置かれることになつているので、近く町や村にも委員が委嘱される筈である

人権擁護委員とは憲法によつて保障されているわれわれ国民の基本的人権――われわれの生命、自由及び幸福追求などの権利――が犯されることのないように監視し、もしこれが犯された場合には救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに常に自由人権思想の普及び高揚につとめることをその使命としている

あなたやあなたのまわりにこんなことはありませんか

一、あなたの生活をボスや顔役におびやかされたことはありませんか

一、前借で身を売られて不遇に泣いている婦人や子供はありませんか

一、逮捕状なくして無理に警察に連れられたり令状によらないで無理に家宅を調べられたことはありませんか

こうゆう場合、人権擁護委員はあなたの味方になつて、犯されたあなたの人権を正常に戻してくれることになつている

だが、もつと大切で根本的な問題は国民の一人一人が、われわれに与えられた基本的人権を自覚しお互に人権の尊重につとめることである

市制施行十周年記念

全日本軟式卓球選手権大会終る

縣代表林選手男子單に優勝

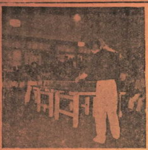

全日本軟式卓球選手権大会は、つゆの降り続く六月十日十一日の両日、本町小学校を第一会場に城内高等学校を第二、第三会場として開催されたあかあかと輝く照明のもと、緑の盤上に白球飛び交い、第一回戦より熱戦また熱戦、場内は興奮と歓喜のるつぼと化し、むせかえる熱気で選手、役員、観衆の群れは何れも汗にまみれ試合は益々高潮に達した

明くれば十一日、第一会場本町小学校に於ける決勝戦の実況はNHK岡田アナウンサーの名調子で津々浦々に放送され「樹令数百年を経た校庭の老松も降りしきる雨で一きはうるはし」と状況描写よろしく小田原の印象が全国に紹介される

一般男子単に郷土の代表林選手の優勝は万雷の拍手に包まれしばし鳴もやまなかつた、林君の偉業もさることながら松山、杉崎両嬢の女子複三位入賞の榮冠は錦上花をそえるものである

一般男子単の試合を最後に、女子単、男子複、女子複、男子シニアー、男子ジュニアー、女子ジュニアー、混合複の八種目にわたる全試合を終了しこゝに全日本軟式卓球選手権大会の幕を閉じた

市制施行十周年記念事業の一環として招致された本大会は、前三回の各地大会に比較しその出場選手数及び一流プレャーの総出場という点で特筆大書されるものであり、この大会の無事終了は小田原市、特に本大会関係者の忘れ得ぬ喜びであつた

会場が三会場に分れていたこと、しかも、あいにくの雨で非常な悪条件にも拘わらず案外不満の声が少なかつたことは、商店、商工会議所、旅館、駅、登山鉄道、電報電話局等及び関係者の遠来の客に接するに細密、臨機応変且つ心からの親切丁寧であつたことによるものであつて、特に本大会を主管する卓球協会の方達の労は大いに多としなければならない

(教育課)

東日本高校及び全国男子選抜庭球大会の開催

来る七月八、九の両日を期し市制施行十周年記念事業の一環として、日本軟式庭球連盟の主催をもつて当市城内市営コートで、東日本男女高校軟式庭球選手権大会及び益田杯全国男子選抜軟式庭球大会が開催せられることとなつた

東日本高校大会は二十二都道県の代表選手男女各百組約四百名が参加し、全国選抜大会は曾つての日本軟式庭球連盟会長益田信世氏(元市長)が同連盟より表彰を受けるに際し寄贈する優勝杯をめぐり全国から選抜される最優秀の三十二組の選手が白熱的争奪戦を展開するものであり、由来軟式庭球に輝しい歴史を持つ当小田原市のファンを魅了し尽すであろうと今から大きな期待がもたれている

赤ちゃんにはわかり易い名前を

赤ちゃんが生れると親達は誰でもその子の幸福を願い、洋々たる前途を祝福してその子の行末にふさわしい名前を考えます、こゝで御記憶願いたいのは、昭和二十三年一月から常用平易な文字で名前を呼称するようになり、当用漢字表に掲げられた一八五〇字の漢字と片かな及び平かな(変体がなを除く)以外の文字は使えないことになつたのであります

割合一般に使用されている次の文字は当用漢字ではありませんので使用できませんから命名の際は特に御注意下さい

弘、宏、浩、庄、鶴、嘉
也、綾、郁、瞳、蓉、智
聡、朋、彦、亀、奈、之
伊、桂、甚、昌、靖、仙

(参照)

戸籍法

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

戸籍法施行規則

第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、左に掲げるものとする。

一、昭和二十一年十一月内閣告示第三十二号当用漢字表に掲げる漢字

二、片かな又は平かな(変体がなを除く)

(戸籍課)

廣報委員会版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

参院選挙 投票率七割七分

(写真は棄権防止宣伝班)

雨にあけた四日の参議院議員通常選挙の投票日は午前中は各投票所とも出足鈍く、午后になつて晴れ間をみせた梅雨空に尻上りの投票率を示し、民主の清き一票をそれぞれ投じたので憂慮された棄権も比較的少なく、公職選挙法に拠つて執行された今回の選挙は本市が県下各市に比較して最優の成績をおさめた

なお、市広報委員会は市選挙管理委員会と共に三日、四日の両日にかけて選挙啓蒙運動を実施し装飾を施したトラックで市内を巡回、婦人会その他の団体の協力を得てマイクの使用による強力な棄権防止運動を展開し、「清き一票に日頃の考えを国の政治に反映させましよう」と叫ぶ熱声は市中のすみずみまで響き渡つた

当日の有権者数三九、六三五名、投票総数は三〇、五七二票で九、〇六三名が棄権した、従つて小田原全市の投票率は七七、一%であつた

市内各投票所及び県下八市の投票率は次の通り

市名	投票者数	投票率
横濱市	302.327	57.3
横須賀市	101.692	66.9
川崎市	96.963	59.8
平塚市	18.564	66.0
鎌倉市	27.941	61.0
藤澤市	29.659	62.1
小田原市	30.572	77.1
茅ヶ崎市	16.411	66.9

投票區	1	2	3	4	5	6	7
場所	城内小学校	新玉小学校	小田原愛兒園	本町小学校	文武館	町田小学校	芦子小学校
有権者数	3.920	4.120	3.578	3.900	2.679	2.268	2.822
投票者数	2.888	3.251	2.777	3.104	2.055	1.760	2.125
投票率	78.7%	78.9%	77.5%	79.5%	76.7%	77.6%	75.3%

投票區	8	9	10	11	12	13	14	
場所	第三中学校	富水小学校	久野小学校	大窪小学校	早川支所	山王小学校	下府中支所	合計
有権者数	3.137	2.261	1.827	3.575	1.685	2.243	1.620	39.635
投票者数	2.323	1.723	1.328	2.760	1.352	1.848	1.278	30.572
投票率	74.0%	76.2%	72.6%	75.3%	80.2%	82.3%	78.8%	77.1%

納税準備預金

「納税準備預金」は、貯金を受入れることのできる金融機関で取扱ます(但し郵便局では扱いません)

利率は普通銀行は日歩七厘、信用組合は日歩八厘で、利子に対する所得税は免除です

払出しは原則とし預金者(又はその同居親族)の納付すべき国税、地方税の納付に充てる場合に限られます、なお、預金から税金への払出は簡易な手続が認められています

人件費その他について

◇市報を拝見致しました。廿五年度の予算の増大せしには驚き入りました。併し物価は三割五割と下落し居る秋なれば軽減出来るものと思はれます。

◇第一、人件費である名誉職たる市会議員及び各委員は手当は出日日当と定め弐百円位が相当と思います。それで不足なら辞したら宜しかろう。私は昨春迄嘱託として仂いて居り手当は過分と思い、又納税手当の如き多過ぎると思い時折寄附をして居りましたのに、年度替りよりそれが倍額になつたとの事であります。申す迄もなく社寺の総代の如きは手当処か人一倍の寄附をして居ります。又関配の地区委員でありますが何の手当もありません(手当なき為後任者が受けません)

◇以上の如きでなれば手当弐百円位なら何でも引受ける自信があります。

◇次に待望の国民保険は一体どうなつたのでせう。一日も早く実現を切望して止みません本年よりは医療費により所得税は控除になりますが、市民税はどうなるものでしよう。為念御伺い致し置きます

(前嘱託 小沢徳太郎)

衣料切符使用について

昭和二十五年度衣料切符の使用については市報第一号で、五月末日迄点数小切符を使わずに衣料品の購入が出来るとお知らせ致しましたが今回規則の改正により点数小切符の使用停止期間が本年八月末日まで延期されました